

交渉(全労働京都支部)議事概要(平成24年7月17日)

京都労働局(当局)は、平成24年7月17日(火)、全労働省労働組合京都支部執行委員長(全労働京都支部)と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

1 【全労働京都支部】

給与臨時特例法による給与の引下げは、家族の日常生活を圧迫し、子供の教育費や住宅ローンへの支払い不安など職員の生活に深刻な影響を与えている。退職手当引下げの検討も、最初から引下げありきは納得できない。職員は将来展望をもてず、働く意欲をもなくしかねない。労働局職員の思いを関係機関に伝えてほしい。

【当局】

給与や退職金の大幅な引下げは職員の生活設計に大きな影響を及ぼし、士気にもかかわるものであると認識している。人事院勧告が十分に尊重され、機能するよう厚生労働本省や人事院に働きかけていく。

2 【全労働京都支部】

定員削減や新規採用抑制方針により、行政体制に大きな影響が出ている。増加する労働行政需要に応えるため、大幅な欠員を生じさせている新規採用抑制方針は撤回すべきである。

【当局】

労働行政の課題は増えている中、労働局(労働基準監督署、ハローワークを含む)は厳しい定員事情となっている。

労働行政のサービス向上や機能充実のため、体制確保に取り組むとともに、厳しい状況との認識の下、関係機関に働きかけていきたい。

3 【全労働京都支部】

この夏の電力不足対応として、節電の必要性は理解できるものの、行き過ぎた節電対応は改善をすべきである。

【当局】

来庁者と職員の理解の下、体調を崩す方がないよう健康に十分配慮し、適切に節電管理を実施する。

4 【全労働京都支部】

非常勤職員の給与や労働条件改善等の処遇改善に向けて、当局としてどのように対応を行うのか。

【当局】

非常勤職員は貴重な戦力としてその重要性はますます高まっている。非常勤職員の処遇や制度の改善に向けて、関係機関へ働きかけていきたい。